

2022年2月22日

各 位

会社名： ノーリツ鋼機株式会社  
代表者名： 代表取締役CEO 岩切 隆吉  
(コード： 7744 東証第1部)  
問合せ先： 取締役CFO 横張 亮輔  
(TEL： 03-3505-5053)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年3月24日に開催予定の第67期定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

#### 2. 変更の内容

変更内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年3月24日(予定)
定款変更の効力発生日	2022年3月24日(予定)

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更箇所)

現 行 定 款	改 定 後
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>附則 第1条 (条文省略)</p> <p><u>(事業年度に関する経過措置)</u></p> <p>第2条 第33条の規定にかかわらず、第66期の事業年度は、2020年4月1日から2020年12月31日までとする。</p> <p><u>(中間配当の基準日に関する経過措置)</u></p> <p>第3条 第35条の規定にかかわらず、第66期の事業年度の中間配当の基準日は、2020年9月30日とする。</p> <p><u>(附則の消滅)</u></p> <p>第4条 附則第2条から第4条までの規定は、第66期事業年度に関する定時株主総会終結の時をもってこれを削除する。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p>	<p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>附則 第1条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p> <p><u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u></p> <p>第2条 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p>3 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

以 上